

空室対策や
空き家の
利活用に！

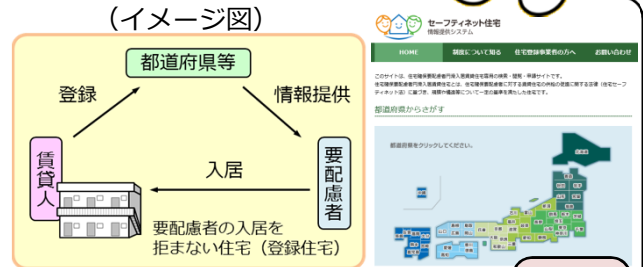
令和2年度 和歌山県地域優良賃貸住宅等整備事業
セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者専用賃貸住宅)
改修補助金 募集のお知らせ



住宅確保要配慮者とは… **住まい探しに困っている**
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など
セーフティネット住宅とは…
住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅

セーフティネット住宅のしくみ

- 物件を都道府県等に**登録**
→**全国システム**に掲載、**広く情報提供**されます。
- 登録住宅は、**2種類**あります。
①入居を拒まない住宅 ②専用住宅
- 入居を拒まない**要配慮者の範囲を限定**できます。



【セーフティネット住宅情報提供システム】 <https://www.safetynetjutaku.jp/guest/index.php>

主な登録基準

規模	○各戸の床面積は原則として25㎡以上(台所等が共用の場合は18㎡以上)
構造・設備	○各種法令等(消防法、建築基準法等)に違反していないこと ○ 現行の耐震基準に適合していること ○原則として、各戸に台所・便所・収納設備・浴室又はシャワー室を備えていること
要配慮者の範囲	○特定の者について不当に差別的でない、入居できる者が著しく少数とならない、 その他要配慮者の入居を不当に制限しないこと ※県補助金を受ける場合は、低額所得者・被災者・高齢者・障害者・子育て世帯のうち少なくとも1以上の属性を受け入れること
家賃設定	○近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないこと



- 賃貸住宅のリフォームやリノベーションに！
- 空き家を賃貸住宅として活用しませんか？

補助金の内容

10戸募集

◎登録住宅に対する改修費補助

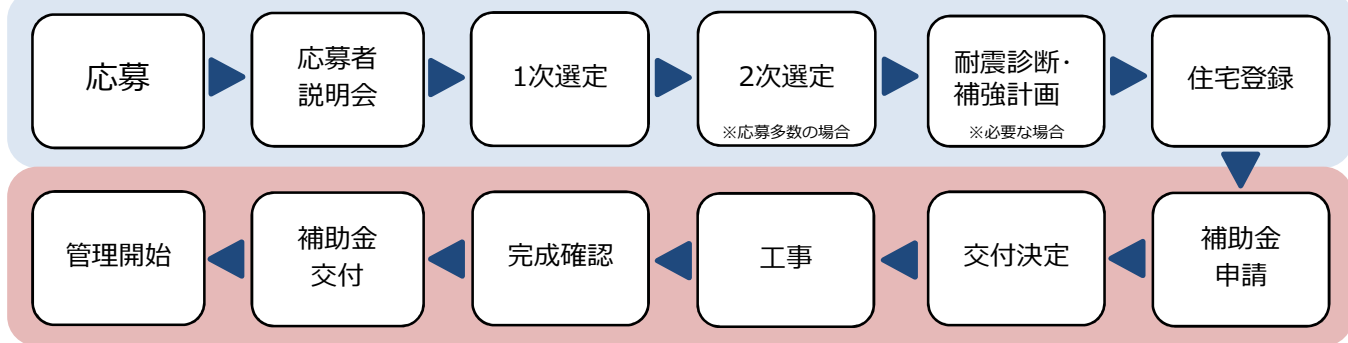
種別	【A】 県補助金(国+県)	【B】 国補助金(国直接)
対象地域	和歌山県内(和歌山市を除く)	全国
対象工事	①間取り変更・共同居住用住居に用途変更するための改修 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修 ⑤耐震改修 ⑥居住のために最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑦居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※国と県で一部内容が異なります	
補助率等	①～⑤実施の場合： 補助率2/3かつ上限200万円/戸 ⑥⑦のみ実施の場合： 補助率2/3かつ上限100万円/戸	①～⑤実施の場合： 補助率1/3かつ上限100万円/戸 ⑥⑦のみ実施の場合： 補助率1/3かつ上限50万円/戸
要件	○ 専用住宅として登録することが必要 (原則10年間) ○入居者収入及び家賃水準について一定要件あり 他	

【B】 国補助金の詳細はこちら
<http://snj-sw.jp/>



※(独)住宅金融支援機構の融資もあります。

申込の流れ



1. 応募受付期間

令和2年5月11日(月)から6月30日(火)まで **※必着**

※応募多数の場合、選定により決定します。

※締切時点で残枠がある場合は、以降随時募集とし、先着順で受け付けます。

2. 応募方法

次の応募用紙に必要事項を記入のうえ、下記提出先までご提出ください。

3. 提出先

〒640-8585(住所記載不要) 和歌山県庁 建築住宅課 建築指導班あて

TEL: 073-441-3184 FAX: 073-428-2038

Mail: e0808002@pref.wakayama.lg.jp **※必ず、電話で送達確認を行ってください。**



R2年度 和歌山県 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修補助金 応募用紙

次の必要事項を記入してください。

■ 応募者

住 所	〒
氏 名	
連絡先	TEL

■ 改修しようとする住宅等

形 式	一戸建て・長屋・共同住宅・その他()
所在地	〒
予定戸数	戸
構造・階数	造 階
建築年(竣工年)	年

※必ず電話で送達確認をお願いします。(建築住宅課 TEL: 073-441-3184)

問い合わせ窓口

和歌山県 建築住宅課 建築指導班 (県庁南別館10F)
 TEL: 073-441-3184 Mail: e0808002@pref.wakayama.lg.jp
 H P: <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/index.html>

